

グリーン四国

四国森林管理局

高知市丸ノ内1丁目3-30

TEL 088-821-2052

FAX 088-821-4834

ホームページアドレス <http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/>

電子メール shikoku_soumu@rinya.maff.go.jp



No.1142 2015年5月号

森林整備技術現地検討会

4月22日、安芸森林管理署主催の森林整備現地検討会が実施され、10の林業事業体から経営者、架線集材技術者、作業道作設技術者の参加があり、高知県職員、四国森林管理局の職員も参加し、総勢67名での開催となりました。【詳細は2頁】



森林整備技術検討会（石橋安芸森林管理署長挨拶）

森林整備技術検討会の開催について

〈安芸森林管理署〉



間伐箇所にて検討の様子

高知県東部地域は、急峻な地形が多く、かつ、年間降水量四〇〇〇〜五〇〇〇mmの馬路村魚梁瀬地区に代

自然条件の下で、搬出間伐

による森林整備の効果を最大限に発揮するとともに、効率的に実施していくためには、架線設備と作業道を一体的かつ効果的に組み合わせた集材設計をしたうえで、基本に忠実な技術力の発揮が求められます。

一方、当地域の林業事業体においては、架線集材の技術力には自信があるが、作業道作設の技術力には不安がある、またはその逆と

いったように、技術レベルに差があるのが実態です。

また、多くの林業事業体において、他の事業体の搬出

間伐の現場を見ることがなく、自分達の技術レベルが相対的にどの程度なのかを確認できていないという実態があります。

こうした実態を改善し、当地域の林業事業体の技術レベルの全体的な向上を図るため、実際に搬出間伐の現場を見て、確認すること

により、事業体に求められる技術レベルを共有する場

を持つ現地検討会を、四月二二日に当署の主催により開催しました。

現地検討会の箇所は

躑躅尾山一三三七林班で、

民間競争による事業期間

三年、面積約一〇〇ha、予

定生産量八〇〇³mの搬出

間伐事業地です。当日は、

一〇の林業事業体から経営

者、架線集材技術者、作業

道作設技術者のほか、現在、

県をあげて原木の増産に取

り組んでいる高知県職員、

四国森林管理局の職員も参

加し、総勢六七名での開催

となりました。

現地検討会では、①作業

道作設技術、②間伐木の

選木方法と広葉樹の取り扱

い、③安全確実な伐倒技術、

④架線集材技術を検討課題とし、それぞれの施工箇所を現地で確認しながら、意見を交換を行いました。

その中で、①作業道作設

においては、盛土部分の造

成については、路肩法尻に

床堀を施し、心土を数層に

分けて積み、しっかり転圧

することや表土ブロック積

工法的重要性、その際のザ

ウルスロボ（パワーシヨベ

ルのアタッチメント）の有

効性があらためて確認され

ました。②間伐木の選木方

法については、事前に標準

地調査（RY調査）を設定

し、選木を現地で確認しな

がら、間伐実施要項に基づ

く選木基準を共有しまし

た。また、広葉樹の取扱い

については、「介在する広葉樹は、造林木の成長を阻害、または将来阻害するお

それのあるもの、伐倒、搬出に支障があるものは伐採する。」とし、「原則、林地に穴が開くような伐り方は避ける。」との基本事項を確認・共有しました。③安全確実な伐倒技術については、受け口切りと追い口切りを基本に忠実に行うことで、ツルの効果を最大限引き出し、伐倒方向を安定させ、安全確実に伐倒することの重要性を最確認しました。④架線集材技術については、路網と組み合わせることによる架線設備の設置効率の向上や事業地の地形に合わせた最も効果的な索

張り方法、さらには、主索の伐開幅などについて確認を行いました。

参加した林業事業体からは、他の事業体の現場を見ることによつて、自分達に不足していた技術を確認できたり、改善すべきヒントを得ることができたという意見を聞くことができました。また、今回現場を提供

頂いた林業事業体からは、「自分達の現場を見ていただくことで、さらに技術力の向上を図りたいという意欲が湧いてきた。」とのコメントがありました。

このように、林業事業体

が他の事業体の現場を見ること、また、見られること、その中で基本技術の確認を行うことは、それぞれの事業体の現場を見ること、また、見られること、その中で基本技術の確認を行うことは、それぞれの事業

体に参加して頂き、事業体の現場を「見て、見られる」現地検討会を定期的に開催していく方針としています。

来年度以降も多くの林業事業体に参加して頂き、事業体の現場を「見て、見られる」現地検討会を定期的に開催していく方針としています。

特に、平成二五年一二月に策定された「国有林野の管理経営に関する基本計画」では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられている国産材の安定的・効率的な供給体制の構築への貢献や、森林吸収源対策への率先した取り組などが記載されています。このため、平成二七年度においても、国有林の組織、技術力、資源を活かして、造林・間伐等のコスト削減や路網整備、木材安定供給をはじめ、地域の森林・林業の課題解決のための取組を推進してまいります。

頂いた林業事業体からは、



作業道作設の様子

**平成二七年度
四国森林管理局事業概要**

〈企画調整課〉

四月二一日に記者発表を行いました平成二七年度四国森林管理局事業概要について紹介します。

重視した管理経営に一層努めるとともに、我が国の森林・林業再生へ貢献するため、民有林と積極的に連携しつつ、計画的かつ効率的

国有林野事業は、公益を

しつつ、計画的かつ効率的

一、公益重視の管理経営の一層の推進

国土の保全、地球温暖化防止及び生物多様性の保全等森林の公益的機能の維持増進を旨として、森林整備事業や治山事業の計画的かつ効率的な実施、森林生態系の保全・管理などを通じて、国有林を公益林として適切に管理経営します。

(取組例)

① 地球温暖化対策に向けた計画的な森林整備の推進

地球温暖化対策、さらには国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全等国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、将来的に均衡がと

主伐と再造林の実施による森林資源の若返り



れた年齢構成となることにも配慮しながら、多様で健全な森林が形成されるよう整備しています。

このため、引き続き、間伐を積極的に推進するとともに、伐期に達した人工林については、主伐及び主伐後の再造林（森林資源の若返り）に取り組み、温室効果ガスの吸

収力を維持していくこととしています。

② 治山事業の推進

民有林とも連携し、地域の安全・安心の確保のため、効果的・効率的な国土保全対策を推進することとしています。

三好市東祖谷西地区の地すべり被害状況



国有林と民有林が隣接する流域においては、国と県が連携して、治山施設の設置や森林整備など総合的な治山対策を推進する「特定流域総合治山対策」を実施します。

また、民有林であつても、豪雨等により被災した地区や土石流対策等が必要な地区等において

は、民有林直轄治山事業により、国が直接、治山対策を実施することとしており、こうした取組を通じて、山地災害等の防止・軽減に向けた「緑の国土強靱化」を推進することとしています。

③ ニホンジカ被害対策の推進

国有林内でシカを捕獲し個体数を調整するとともに、森林地域で捕獲効率を向上させるための技

術開発、普及等に取り組むこととしています。また、民有林や地域住民等と連携して、捕獲及び被害森林の再生にも取り組むこととしています。

平成二七年度の取組としては、わなによる捕獲について、設置エリアを更に拡大するとともに、



シカ食害防止クリップを装着したスギの苗木

これまで収集したデータを活用し、捕獲効率の向上、捕獲数の増大を目指します。

また、新たな被害防護器材（クリップ等）の試用や、管内にモデル地域を設定し地域の課題に応じた新たな技術等を組み合わせた被害対策の実証試験を行い、その有用性を検証します。

④ 生物多様性の保全

野生動物の移動経路や生育・生息地を確保し、貴重な森林生態系を維持して生物多様性を保全するため、平成一五年三月に設定した「四国山地緑の回廊」（石鎚山地区・剣山地区…一八千ha）を

対象として、野生生物の移動実態等の把握を目的としたモニタリング調査をNPO等の協力を得て継続的に実施しています。

これまでのモニタリング調査では、平成一五年に剣山地区において、四国では絶滅が危惧されているツキノワグマの生息

状況を確認するなどの成果を上げており、引き続き調査をすることとしています。

また、生物多様性の保全に向けた取組として平成二六年度から「溪畔保全プロジェクト」の設定を行い、森林生態系の保全等に努めていくこととしています。

二、森林・林業再生に向けた貢献

我が国の森林・林業の再生に向けて、国有林の組織、技術力、資源を活用し、民有林と連携した森林整備の実施、森林・林業技術者等の育成、低コストで効率的な作業システムの提案・検

証や先駆的な技術・手法の試行、林産物の安定供給等に積極的に取り組みます。

（取組例）

① 木材の安定供給・システム販売

模需要者等と協定を締結し、間伐材を大量かつ安定的・計画的に需要者に供給するシステム販売の取組を強化していきま

四国においては、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働が本格化し、原木需要が急激に増加しています。各県では原木増産計画を立て増産に向けた取組が行われ、これに対応するための木材のストックヤードも各地で整備されています。

当局においても、林業の成長産業化の実現に向けて、こうした需要拡大に対応するため、大規

模需要者等と協定を締結し、間伐材を大量かつ安定的・計画的に需要者に供給するシステム販売の取組を強化していきま



平成26年度モニタリング調査で確認されたツキノワグマ

でも、引き続き、同委員会の開催を通じて、地域の木材需給の動向を踏まえつつ、原木の供給量、供給時期、供給場所等を適切に判断し、供給調整機能の発揮に努めることとしています。

② 低コスト林業

我が国においては、人工林が本格的な利用期を迎え、その豊富な森林資源を循環利用するとともに、森林整備を通じた森林吸収源対策の実施が重要となっています。

そのため、林野庁では、人工林の間伐を引き続き促進するとともに、伐期に達した人工林については主伐し、その跡地を確

実に造林することによ

り、森林資源の若返りに取り組み、資源の有効活用と温暖化ガスを吸収する能力の確保に努めることとしています。しかしながら、その際の各種作業コストを削減することが大きな課題となっており、コスト低減に向けた取組を推進することとし



林業関係者を対象とした現地検討会（高知県仁淀川町）

ています。

当局では、間伐の生産性を高めコストを削減するため高性能林業機械と森林作業道を組み合わせた作業システムを構築・普及していくこととしています。

また、森林の若返りを促進するため、コンテナ苗やエリートツリーなどを民有林に先駆けて植栽し、民有林の手法となるような効率的で低コストな事業実施及び技術開発に率先して取り組んでいきます。

③ 国有林のフィールドを活用した人材育成

林野庁では、地域の森林経営についての構想の

技術者育成研修



の提供、講師派遣等を行っている。

また、林業架線設備等先進的作業システム等についての現地検討会等を通じて、喫緊の課題となっている林業事業体育成にも取り組むこととしています。

作成、合意形成、構想の実現について市町村を支援し、その活動を指導等できる森林総合監理士（フォレストラー）を育成しています。

当局においても、フォレストラーの候補となる若手技術者の人材育成に貢献するため、研修場所となる国有林のフィールド

① 木の文化を支える林産物の安定供給に向けた森

三、国民の森林としての管理経営、地域振興への寄与
国有林を活用したふれあいの場の提供、森林環境教育を推進するとともに、森林への理解を深めるための各種イベントの開催等を行います。

（取組例）

① 木の文化を支える林産物の安定供給に向けた森